

お忘れなく！ 税の申告

▶市・県民税の申告相談
市税課（☎64・3145）
▶所得税の申告相談
龍野税務署（☎62・0281）

市民税は、県民税と併せて住民税と呼ばれ、皆さんの所得に応じて負担していただく税金です。申告された令和4年中の所得が、令和5年度市・県民税の課税の基礎ならびに国民健康保険税および介護保険料などの算定の基礎となります。申告期限が近づくと大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

市・県民税の申告が必要な人

1 賦課期日（令和5年1月1日）現在、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する人

（1）公的年金などの受給者

- ①扶養控除および社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などを受けようとする人
- ②公的年金等以外の所得（営業、農業、不動産、一時、雑所得など）があった人

※②の場合、公的年金などの収入金額が400万円以下で、年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下に該当し、所得税の確定申告をする必要がない人も申告してください。

（2）給与所得者

- ①勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
- ②令和4年中に退職または失業し、年内に再就職していない人
- ③給与所得以外の所得（営業、農業、不動産、一時、雑所得など）があった人

※所得税の確定申告をする必要がない人も申告してください。

（3）営業、農業、不動産、一時、雑所得などの所得があった人

（4）令和4年中に収入がなかった人

（5）令和4年中の収入が遺族年金または障害年金のみの人

※（4）、（5）は、国民健康保険税、介護保険料などの算定および市・県民税の非課税の判定に必要ですので、必ず申告してください。

医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」の提出が必須です！

医療費控除の申告は、領収書の提出の代わりに、医療を受けた人、病院、薬局、医療費の額などを記入した「医療費控除の明細書」を作成し、申告会場へ持参してください。

申告書は 国税庁ホームページで 作成できます！

★スマホからもご利用できます！
※スマホから印刷・郵送が不要の電子申告ができます。（消費税や贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告書の作成、更正の請求などは除く）
詳細は最寄りの税務署へお電話を！

★プリントサービスにも対応！
※コンビニなどで印刷（有料）できます。

★お問い合わせはお電話で！
【確定申告等作成コーナーの操作方法など】
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570・01・5901

【税務相談などのお問い合わせ】
最寄りの税務署へお電話を！

※お問い合わせ先の受付時間などの詳細は、国税庁ホームページにてご確認ください。

申告に必要な物

☐ マイナンバーカードまたは通知カード

【所得計算に必要な書類】

- ☐ 給与または年金の源泉徴収票（原本）
- ☐ 生命保険などの個人年金や一時所得などの書類
- ☐ 収支内訳書（営業、農業、不動産などの所得がある人）

【各種の所得控除を受ける場合】

- ☐ 支払証明書（生命保険料、地震保険料、国民健康保険税控除証明書など）
- ☐ 領収書（社会保険料、寄附金など）
- ☐ 医療費控除の明細書
- ☐ 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

【所得税の還付申告をされる場合】

- ☐ 振込先口座（本人名義に限る）がわかるもの

注意

営業、農業などの収支内訳書は、あらかじめ整理、集計し、申告会場へ持参してください。また、①青色申告、②株式、土地、建物などの譲渡所得、③住宅ローン控除（初年度）、④消費税の申告は龍野税務署で行ってください。

申告相談日程

2月16日（木）～3月15日（水）※土・日曜日、祝日は除く

申告相談会場	開設日	受付時間
本庁（多目的ホール）	3月6日（月）～15日（水）	9時～16時
新宮総合支所（しんぐうホール）	3月1日（水）～15日（水）	
揖保川総合支所（ふれあいホール）	2月16日（木）～3月15日（水）	
御津公民館（第1研修室）	2月16日（木）～3月1日（水） 3月7日（火）～15日（水）	9時～16時 ※2日目は15時まで
出張申告相談会場	揖西コミュニティセンター	2月16日（木）・17日（金）
	誉田コミュニティセンター	2月21日（火）・22日（水）
	揖保コミュニティセンター	2月28日（火）・3月1日（水）
	神岡コミュニティセンター	3月2日（木）・3日（金）
	越部コミュニティセンター	2月16日（木）・17日（金）
	東栗栖コミュニティセンター	2月20日（月）・21日（火）
	西栗栖コミュニティセンター	2月22日（水）・24日（金）
	香島コミュニティセンター	2月27日（月）・28日（火）
出張申告相談会場	室津センター	3月2日（木）・3日（金）
	誉隣保館	2月20日（月）
	総合隣保館	2月24日（金）
	岩見港公民館	3月6日（月）

本人確認および番号確認について

確定申告書提出の際は、本人確認（運転免許証など）および番号確認（マイナンバーカードまたは通知カード*）が必須となりますので、本人確認書類および番号確認書類を持参してください。

※氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限りです。

お知らせ

※令和5年1月1日時点でたつの市に住民登録のある方は、いずれの会場でも申告ができます。なお、所得税の還付申告については、申告期間前でも龍野税務署において受け付けています。

申告会場での感染症対策にご協力ください

- ①自宅のパソコンやスマートフォンから確定申告書の作成・送信ができるe-Taxをご活用ください。（市・県民税の申告はご利用いただけません）
- ②入場制限のほか、早めに相談受け付けを終了する場合があります。また、会場へは必要最小限の人数でお越しください。
- ③ご来場される場合は、マスクの着用をお願いします。
- ④咳・発熱などの症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りする場合があります。
- ⑤会場内に筆記用具は用意していませんので、ボールペンや電卓などをご持参ください。
- ⑥待合スペースの椅子は間隔をあけて設置していますので、会場外でお待ちいただく場合があります。

龍野税務署からのお願い

確定申告は自宅でe-Tax！
確定申告書等作成コーナーから

確定申告会場には多数の方が来場されるため、混雑状況によっては、申告書の作成や相談を希望どおりに受け付けできない場合がありますので、ご了承ください。

感染リスク軽減のため、ご自宅で確定申告書等作成コーナー（右記QRコード）からスマホなどを利用して、e-Taxによる申告書の作成・送信をお願いします。

令和4年分確定申告から土地等譲渡所得、贈与税の相談が1日おきの対応となるため、来場される場合は事前に国税庁ホームページまたは龍野税務署（☎62・0281）にて相談日をご確認ください。



確定申告

